

在籍型出向を支援する
産業雇用安定助成金
について

広島労働局 職業安定部 職業対策課

産業雇用安定助成金とは

- **新型コロナウイルス感染症**の影響により、事業の一時的な縮小を余儀なくされた企業が、**雇用維持を図る**ため、人材不足の企業へ**在籍型出向を行う**場合に、活用できるのが『産業雇用安定助成金』です
- 出向元だけでなく、**出向先も助成**の対象となる
- 一定の要件を満たせば、中小企業で最大**9/10**（大企業で最大**3/4**）の助成率となる（上限額 **12,000円/日**）
- 出向労働者の賃金だけでなく、賃金以外の出向の**運営に係る経費**や、出向開始までに要した**初期経費**も、助成対象となるものがある

対象となる出向形態

➤ 在籍型出向

出向元を休職して、出向先にて勤務し、
出向終了後は、出向元へ復帰するもの

➤ 部分出向

出向元と出向先の両方で勤務するもの
ただし、同一日に両方で勤務するものや
出向先での1ヶ月の勤務日数が所定労働日数の
半分未満のもの、は助成対象外

※移籍型出向(出向元との雇用関係を終了し転籍するもの)、は除く

助成の対象となる出向 その1

- 雇用調整を目的として行われるものであって、人事交流・経営戦略・業務提携・実習のため等に行われるものでないこと
- 労働者を交換し合うものでないこと
- 出向元から出向先へ出向させ、かつ出向先事業所にて就労するものであること
- 出向労働者が2つ以上の出向先事業所にて就労するものでないこと
- 出向元および出向先ともに、雇用保険適用事業所であること
(雇用保険被保険者が存在すること)

助成の対象となる出向 その2

- 出向元において労働組合など労働者過半数代表との間で出向協定が締結されていること
- 出向労働者本人が同意していること
- 出向元と出向先との間で出向契約が締結されていること
- 労働者ごとの出向期間が1ヶ月以上2年以内であり、出向終了後には出向元に復帰するものであること

助成の対象となる出向 その3

- 出向元または出向先が出向労働者の賃金の全部または一部をそれぞれ負担していること
- 出向期間中に支払われる賃金が、出向前に支払われていた賃金と概ね同じ額であること(±15%以内)
- 労働組合など労働者過半数代表によって出向の実施状況について確認を受けること
- 出向元および出向先がともに支給要件を満たすこと

出向元と出向先との関係

- 出向元と出向先とが資本的、経済的、組織的な関連性がなく、独立している

資本金の出資、取締役会の構成員、過去における人的交流、人事・経理・労務管理等への関与、事業所の所在する場所、決算の方法、相互の取引状況等、

について総合的に勘案し、実質的な一体性が認められないこと

【特例】出向元と出向先との関係

以下の項目全てを満たす場合に特例として助成

- 資本的、経済的、組織的関連性などからみて**独立性が認められない**事業主間で実施される出向である
- **令和3年8月1日以降に新たに開始**される出向である
(令和3年7月31日までに開始された出向は、対象外)
- 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、**通常の配置転換の一環として行われる出向と区別**して行われる出向である

※出向運営経費の助成率が変わる(下がる)

※出向初期経費の助成額は支給されない

出向元企業の要件

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月（計画届の提出日の属する月の前月）の売上高等が、前年または前々年または前々々年の同月、あるいは1年以内のいずれかの月と比べて、5%以上減少している
- 支給対象期において、他事業所から助成金に係る出向者を受入れていない

出向先企業の要件

- 出向開始日の前日から起算して6ヶ月前の日から支給対象期の末日までの間に、出向労働者の受入れに際し、雇用保険被保険者を事業主都合により離職させていない(喪失原因3の離職がない)
- 雇用保険被保険者数および(派遣先として受入れている)派遣労働者数の合計が、前年と比べて一定以上減少していない
 - 最近3ヶ月間(計画届の提出日の属する月の前月～前々々月)の平均値が1年前の同じ3ヶ月間に比べ、
 - 中小企業では10%を超えてかつ4人以上、
 - 大企業では 5%を超えてかつ6人以上、減少していないこと
- 支払対象期において、他事業所へ助成金に係る出向を行っていない

出向労働者の要件

- 雇用保険被保険者である
- 出向元で被保険者として継続して雇用された期間が、出向開始日の前日において6ヶ月以上ある
- 解雇を予告された者、退職願を提出した者、退職勧奨に応じた者でない
- 日雇労働被保険者でない
- 併給調整となる他の助成金等の支給対象者でない

出向初期経費（イニシャル費用）の助成額

- 出向労働者1人あたり一度限りで、各10万円（定額）
- 出向元は、(ア)または(イ)の時、5万円加算あり（計15万円）
 - (ア) 業種が、運輸業・郵便業（大分類H）
宿泊業・飲食サービス業（大分類M）
生活関連サービス業・娯楽業（大分類N） である
 - (イ) 計画届提出の前月から前々々月までの最近3ヶ月間平均の売上高等が前年同期に比べて20%以上減少している
- 出向先は、業種の大分類が出向元と異なる時、5万円加算あり（計15万円）

※独立性がない事業主間の出向の場合には、支給されない

出向初期経費の対象

- 出向元または出向先において、出向期間の初日までに、①～⑧の経費を要する措置を実施した場合に支給（確認書類は原則不要）
 - ①出向先事業所における出向労働者に係る什器・OA環境整備費用、被服費等の経費（出向先のみ）
 - ②出向元および出向先の職場見学・業務説明会に要する経費
 - ③出向元と出向先との間で行われる出向労働者の労働条件や日程調整に要する経費
 - ④出向元および出向先の就業規則等の整備・改正に要する経費
 - ⑤出向元および出向先の出向契約書の作成・締結に要する経費
 - ⑥出向元および出向先における教育訓練に要する経費
 - ⑦出向労働者の転居に係る経費（事業主がその全部又は一部を負担する場合に限る）
 - ⑧①～⑦のほか、出向の成立に要すると認められる経費

出向運営経費(ランニング費用)の助成額

➤ 助成額 = 助成対象(賃金部分+賃金部分以外) × 助成率

※出向元と出向先の助成額の合計は、1人1日当たり 12,000円を上限とする

➤ 独立性がある事業主間の出向の助成率

【助成率】	中小企業	大企業
出向元が雇用維持している	9/10	3/4
出向元が雇用維持していない	4/5	2/3

➤ 独立性がない事業主間の出向の助成率

【助成率】	中小企業	大企業
(雇用維持要件なし)	2/3	1/2

出向元の雇用維持とは

以下の両方を満たすこと

- 支給対象期の末日において、出向元の雇用保険被保険者数と(派遣先として受入れている)派遣労働者数の合計が、対象期間の初日の前日の属する月から遡った6ヶ月間の各月末の平均の5分の4以上であること
- 対象期間の初日の前日から起算して6ヶ月前の日から支給対象期の末日までの間に、以下の解雇等を行わないこと
 - ・期間の定めのない労働者を解雇・退職勧奨等、事業主都合により離職させる
 - ・期間の定めのある労働者を解雇と見なされる雇止め・中途契約解除等、事業主都合により離職させる
 - ・受入れている派遣労働者を派遣契約満了前に、事業主(派遣先)都合により派遣契約解除する

※出向元の雇用維持により、出向先の助成率も変わる

出向運営経費(賃金部分)の対象

- 出向前の賃金日額(×支給対象期の労働日数) \geq 支給対象期の賃金額の場合

出向元 : 支給対象期賃金のうち、出向元が負担した額

出向先 : 支給対象期賃金のうち、出向先が負担した額

- 出向前の賃金日額(×支給対象期の労働日数) $<$ 支給対象期の賃金額の場合

出向元 : 出向前賃金をベースに、出向元が負担した割合に応じて按分した額

出向先 : 出向前賃金をベースに、出向先が負担した割合に応じて按分した額

※賃金には、社会保険料の事業主負担分は含まない

出向運営経費(賃金部分以外)の対象

➤ 出向期間中において、出向元または出向先が出向に要した①～④の実費経費

①出向労働者の労務管理・人事評価に要する経費

②出向元、出向先または出向労働者が行う報告・面談に要する経費

(出向元が出向先を訪問して行う出向労働者面談に要する交通費等の経費など)

③出向先が負担した、出向先事業所での教育訓練(Off-JTに限る)に要する経費

④①～③のほか、出向期間中における出向の運営に要すると認められる経費

※出向労働者以外の従業員の人件費等は対象外

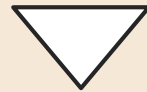
※確認書類として領収書等が必要

支給限度日数と支給限度人数

- 労働者ごとの出向期間は、1ヶ月以上2年以内であること
ただし、同一の労働者に対する助成金の支給は、**うち1年間**まで
(実労働日以外の日を含む)
- 同一の雇用保険適用事業所に対する支給人数は、一の年度(4/1から3/31)に、その雇用保険被保険者数が限度
ただし、上限500人まで。10人未満の場合は10人が限度。

申請手続きの流れ

出向元事業主と出向先事業主との**契約**
労働組合など労働者代表との**協定**
出向者本人の**同意**



出向**計画届**提出・要件の確認



※出向開始日前日までに計画届を提出

出向の開始



支給申請・助成金受給